

前市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する

第三者調査報告 補助資料

第 1 章 調査の目的及び対象施設

受託者：弁護士 2 名、一級建築士 1 名

うち 1 名（木村弁護士）が、調査計画の作成、調査報告書の作成を担う。

目 的：（市議会からの調査依頼と同内容）

各公共施設関連工事に係る前市長によるやり直し指示の有無及び当該指示が認められた場合には当該工事の執行の妥当性を確認するため、その経緯及び金額、また予算執行、工事代金の流れ等について関係書類及び関係者を調査し、公正中立な立場から、関係法令等を踏まえ、事実関係の究明、把握及び認定、報告書（再発防止策等の提言を含む。）の作成等を行うこと。

対 象：（市議会からの調査依頼と同内容）

- ・市民交流拠点ポラリス「全体」
- ・やまと防災パーク「芝生の張替えに関する部分」
- ・大和ゆとりの森「仲良しプラザの床材に関する部分」
- ・高座渋谷駅前複合ビル IK02A「壁の塗り直しに関する部分」
- ・文化創造拠点シリウス「全体」

第 2 章 調査の方法

- ・現地調査（令和 5 年 12 月）
- ・関係記録の精査（令和 5 年 12 月～令和 6 年 5 月）
- ・関係者のヒアリング（令和 6 年 1 月～同年 6 月）
職員 9 名（元職員を含む。）、事業者 4 者、前市長

※市役所での会議 20 回のほか、各受託者がそれぞれの事務所でも調査を実施。

第3章 認定した事実・第4章 問題点の指摘

対象施設	確認事項	認定事実・評価
ポラリス	風除室出入口の変更	・ 前市長指示の正面入口追加は実施せず。 ・ 東側のみの予定→西側にも追加したことは、合理性あり（警察の意見に基づく安全上の配慮）。
	コンセントの増設	・ 合理性あり。
	照明の変更、増設	・ 合理性あり。
	工期の延長	・ 合理性あり。
	その他全体	・ (前市長から様々なリクエストはあったものの) 施工後に大幅なやり直しが発生したような事実は認められず。
星の子ひろば	複合遊具の色の変更 ・ ツリーパネルの色変更 ・ 柱と手すりの色の塗り直し	・ 合理性のない変更であり、無駄。 ・ 余分にかかった費用は合計約1,536万円 ・ 付帯工事の契約締結前に着工させたことは、事務手続上の地方自治法違反。
ゆとりの森 仲良し プラザ	床材の変更	・ 合理性のない変更であり、無駄。 ・ 余分にかかった費用は約175万円 (ただし工事全体として吸収されている。)
I KOZA	外壁の塗り直し	・ 合理性のない変更であり、無駄。 ・ 余分にかかった費用は約80万円
防災パーク	芝生張替え	・ 張替えの事実は存在しない。 ・ 「鳥取方式」という芝の張り方を採用しなかったことで、始末書まで書かせる行為は行き過ぎ ➡ 妥当性に疑問。
シリウス	1～2階への書架設置	・ 合理性あり。
	書架設置を工事で行ったこと	・ 合理性あり。
	その他全体	・ (前市長から様々なリクエストはあったものの) 施工後に大幅なやり直しが発生したような事実は認められず。

（１）星の子ひろばの問題点

- 設計段階から所管課が何度もＣＧによるイメージパースや図面を用いて市長に確認を取り、色の件を含む様々な修正指示を反映したうえで着工したが、市長は現場に材料が入ってきてから「この色はダメだ」と言って変更するよう指示した。
- 具体的には、複合遊具の手すりを飾る樹木をモチーフとした「ツリーパネル」と、当該手すり及び支柱である。
- ツリーパネルについては、市長は現場での工事が始まる直前に「色が全然ダメ。老人ホームじゃないんだから。車窓から目立つ色に」と突然指示した。この指示から３週間弱経過して、市長が色を決定した。
- 手すりや支柱は、市長が何度も確認したイメージパースにおいて、最初からベージュ色であった。一部が現場に搬入され組立てが始まっていたが、上記ツリーパネルの話題の中で、手すりが予定通りベージュ色であると聞いた市長は「この色はだめだ。」と言い、急遽現場を確認することとなった。現場で改めて「この色はだめだ。ベージュ色は全て白に変更を」と指示し、事業者にも伝達された。
- しかしその３日後、市長は「黄色、ピンク、白の３色から選ぶ」と発言した。最初の白への変更指示から３週間以上経過して、最終的に黄色に決定したが、この場合白の塗装を落とす作業も必要になるため費用は更にふくらんだ。所管課は、これらの費用や、工期延長を要することも報告したが、市長は意に介さなかった。しかし本来であれば、所管課は市長の指示を拒否すべきであった。
- 事務手続上の問題としては、これらの遊具の再塗装等は、合理的な必要性が認められないため、契約約款違反である。また、実務上本体工事の変更という取扱いではできず、追加の別途工事となることから、付帯工事として処理せざるを得なかった。この付帯工事の契約締結日が、再塗装等が完了した後の日付になっており、「地方公共団体の契約は契約書への双方の記名押印をもって確定とする」旨の地方自治法の規定に違反する。更に、本体工事と付帯工事は合計すると１億５千万円を超えるが、別個の契約のため結果的に議決を要さず、議会のチェックを受ける機会がなかった。
- 再塗装等が市長の指示であることや、付帯工事の複合遊具工の内容が、公式な文書に残されていないことは、隠蔽と言わざるを得ない。

（２）仲良しプラザの問題点

- 建物のデザインのイメージ図に、床は「玄昌石風（黒）の床」であることが明記されており、これに従い関係者の分科会において黒のタイルが選定された。
- 市長が現場を内覧した際、施工前ではあるが納品されていた注文生産品の黒色タイルを見て「黒は汚れが目立つ」と発言し、急遽茶色のタイルに変更された。これを受け、事業者と市は工事費の増額の処理方法を検討することになった。

- しかし、「黒は汚れが目立つ」との理由であるにもかかわらず、建物外部は元の黒色タイルで施工され、内部のみを変更したことは合理性を欠く。そもそも床材の変更は課長決裁事項である。
- 黒色から茶色にしたことでタイルの差額は約 175 万円の増であるが、他の膨大な工種の増減と合わせて契約金額は±ゼロになっている。この金額でできた他の工事を減じた可能性はあるが、具体的に指摘することは難しい。

（３）IKOZAの問題点

- IKOZA 建設事業は、事業敷地に 30 年間の定期借地権を設定して事業者に貸し出し、プロポーザルで選定された事業者が施設の設計、建設を行い、所有権を有してテナント収入を得る仕組みである。
- 市長が竣工の約 3 か月前に現場を視察し、塗装が完了した外壁を見た後、事業者は副市長を通じて「もう少し明るい色にできないか」と言われた。経緯から市長の指示であることは間違いない。しかし、市は主要テナントとして一定の要望はできるものの外壁について指示する権限はないため、この指示自体が不適切である。
- 事業者は、“現在の色は景観等を考慮しテナントの理解を得た上で決定しているので、今からの変更は信用問題にもつながる”と強い難色を示した。
- にもかかわらず、結果的には当時の副市長が事業者の会議において塗り直しを依頼し、費用は市の負担とすることで実行された。かかった費用は約 80 万円であるが、書類上非常に分かりづらくなっており、塗り直しの事実や費用を明らかにしない意図が働いていると思われる。

（４）防災パークの問題点

- 設計段階の時期に、市長から所管課に対し、芝生は鳥取方式の敷設を検討すべきとの「投げかけ」があり、これは明確な指示ではなく「検討の指示」程度のものであった。
- 所管課は、鳥取方式による場合のコストについて調査検討し、イニシャルコスト面では有利だがランニングコスト面では有利とはいえないこと、補助事業であることなどを勘案し、鳥取方式は採用しないこととした。
- その後、芝生の敷設後に改めて市長から鳥取方式であることを確認され、所管課が鳥取方式ではないと回答したところ、市長は不満を抱き、文書を出すことを命じた。
- これに応じ、所管課長が始末書を提出して謝罪することとなったが、芝生の敷設方式の決定を含む「工事の設計」は課長の決裁事項である。本来、課長決裁事項であるものにつき、明確な報告がなかったからといって、始末書まで書かせる行為は行き過ぎである。

■ 報告書を受領してから判明した事実について

1. 報告書の 13 ページ下から 6 行目～

「複合遊具付帯工」1,390 万 5,000 円に対する 51 万 7,200 円の差額については不明である。（23 ページ最終行から 24 ページにかけても同様の記載あり）

2. 報告書の 24 ページ上から 5 行目～

付帯工事とされる遊具の塗り直しについての作業日報が市には存在せず、業者側の「作業日報」にも遊具の塗り直しに関する記載は一切ない。その他の付帯工事費に関する記録もない。したがって、上記の 51 万 7,200 円の差額を説明することができない。

上記の記載を受け、所管のみどり公園課に、不明の理由を確認したところ、新たな事実が判明したのでご報告します。51 万 7,200 円の内容及び不明となっていた経緯は次のとおりです。

- ・平成 30 年 1 月 15 日に、イメージパースに描かれたベンチ・縁台に対し、前市長が「多すぎるのではないかと」発言した（なお、平成 29 年 12 月 5 日には、材料承認をし、業者が各部材を発注している。）。
- ・これに対し、みどり公園課長は、「工場で既に製作に入っているので予定どおり設置したい」と伝えた。
- ・にもかかわらず、前市長は、複数回の打合せを経て、同月 30 日にベンチ・縁台は全てなくすよう指示した。
- ・縁台 8 台のうち 3 台は製作が進みキャンセルできなかった。
- ・設置しない縁台を、補助金が出ている本体工事に計上するわけにはいかず、本体工事からは 8 台分全て削除し、3 台分の製品代をやむなく付帯工事に計上した。
- ・内訳は、縁台 1 台 172,400 円×3 台＝517,200 円となるが、金額の根拠を示す見積書等は見つかっていない（書面でもらっていないか、紛失したと思われるとのこと。）。
- ・購入した縁台は、平成 30 年度に、大和市深見の「にこにこ公園」に設置した。

にこにこ公園

